相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市中京区壬生東大竹町二〇番地、最後の住所京都市中京区壬生東大竹町二〇番地　被相続人　亡　谷口　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

京都府長岡京市長岡一丁目一―二長岡京トーセビル四〇一B　弁護士法人白浜法律事務所長岡京事務所

相続財産管理人　弁護士　拝野　厚志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市五軒屋町二九〇番地、最後の住所大阪府岸和田市加守町二丁目八番二二―一〇二号　被相続人　亡　田中　房三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

大阪市北区西天満一丁目七番二〇号ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル三階

相続財産管理人　弁護士　明石　法彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市志方町西牧一九七番地六、最後の住所兵庫県高砂市米田町島一八番地の二　被相続人　亡　井本　明宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二

相続財産管理人　弁護士　岸本　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字小野田六五八五番地、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田五一三番地一四　被相続人　亡　町田　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

山口県宇部市東本町二丁目三番三号

相続財産管理人　大﨑　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市南島田町四丁目四〇番地五、最後の住所徳島市南島田町四丁目一五番地の二　被相続人　亡　林　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月六日

徳島市東大工町一丁目一九番地

相続財産管理人　小笠原哲二

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年一月六日

一、墳墓等所在地　茨城県水戸市谷田町六三三番地

一、墳墓等の名称　宝蔵寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①宮本家　宮本美代・清介・平三郎　②栗田家　氏名不詳　③石井家　石井亀吉・勇吉・千代・政子　④加納家　加納七衛門・恒之介　鈴木氏名不詳一基　⑤木村家　木村正雄・春吉・榮蔵・留男　⑥松戸家　松戸徳兵衛・高子・勇太郎・伊久子・竹次　⑦鈴木家　鈴木半蔵・いよ・巳之吉・清蔵　⑧鈴木家　氏名不詳　⑨福田家　福田與詮・與三衛門・辰蔵・嘉吉・儀山　氏名不詳三基　⑩飯村家　飯村安五郎・はる　⑪勝川家　最善悟入清信士　妙幼童女　⑫佐藤家　佐藤平左衛門・清太夫　藤田氏名不詳一基　⑬小松崎家　小松崎善四郎・清・善吉　⑭関野家　氏名不詳　⑮大森家　大森正行・幾久子・安太郎・與志子・正・秀夫　⑯田口家　田口五三郎・実・正男・きみ・薫・進　⑰二川家　二川常三郎・みする・榮介・愛之輔・千代松・葉波・梅原清七

一、改葬を行おうとする者　茨城県水戸市谷田町六三三番地　宝蔵寺　代表役員　島津　照洸

公示送達

糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る左記の者に対する都市再開発法第八十六条第一項の規定による権利変換の処分に関する通知を送付すべき場所を確知することができないので、都市再開発法第百三十五条の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者

住所　東京都品川区荏原六丁目一七番一一号

氏名　福島　博文

二、通知の内容

都市再開発法第八十六条第一項の規定により、糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換の処分を次のとおり通知する。

第一種市街地再開発事業の名称

糀谷駅前地区第一種市街地再開発事業

施行者の氏名又は名称

糀谷駅前地区市街地再開発組合

事務所の所在地

東京都大田区西糀谷四丁目二八番五号

糀谷駅前地区市街地再開発組合事務所

権利変換計画に係る施行地区又は工区に含まれる地域の名称

東京都大田区西糀谷四丁目の一部

権利変換期日

平成二十五年十二月二十五日

権利変換計画の認可年月日

平成二十五年十二月十三日

（教示）

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に都道府県知事に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に糀谷駅前地区市街地再開発組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に糀谷駅前地区市街地再開発組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

平成二十六年一月六日

東京都大田区西糀谷四丁目二八番五号

糀谷駅前地区市街地再開発組合

理事長　藤田　建男

第58期決算公告

平成25年12月27日

東京都千代田区岩本町二丁目4番10号

株式会社石油化学新聞社

代表取締役　成冨　治

貸借対照表の要旨　（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	288,855	流動負債	92,237
固定資産	36,471	固定負債	0
有形固定資産	3,927	**負債合計**	**92,237**
無形固定資産	1,341	株主資本	233,089
投資その他の資産	31,203	資本金	33,000
		利益剰余金	200,089
		利益準備金	8,250
		その他利益剰余金	191,839
		純資産合計	**233,089**
合計	**325,326**	**合計**	**325,326**

（注）当期純利益　7,326千円

債務引受に係るお知らせ

阪神高速道路株式会社第8回社債の債権者各位

阪神高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十五年十二月二十七日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、阪神高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十六年一月六日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　山澤　倶和